

# 平成30年度中小企業支援計画の概要

## <中小企業支援計画の位置づけ並びに平成30年度計画のポイント>

- 中小企業支援法で、国、都道府県、(独)中小企業基盤整備機構が中小企業支援を実施する上で、適切な役割分担の下で緊密な連携を図るべく、毎年、「中小企業支援計画」を、中小企業政策審議会の意見を聴いて、策定・公表することとされている。
- 平成30年度計画においては国、都道府県等及び中小機構と、各中小企業支援機関が緊密に連携し、全国の中小企業へと施策を適切に届ける体制を構築し、支援施策を充実させることにより、中小企業・小規模事業者の成長や持続的発展に万全を期していく。

### 1. 中小企業を取り巻く現状

- 日本経済は、2012年末からの持ち直しに転じており、「経済の好循環」が回り始めている。中小企業においても、経常利益は過去最高水準に達し、倒産件数は減少し、中小企業の事業者数の減少のペースは緩やかなものとなった。
- こうした環境の中で、中小企業は、①人手不足と労働生産性の伸び悩み、②取引環境、③災害からの復旧・復興と中小企業の災害対応力、といった課題に直面している。

### 2. 支援に関する基本方針

- 国・都道府県及び中小機構が緊密に連携し、全国の中小企業へと施策を適切に届ける体制を構築する。特に事業承継や働き方改革などの喫緊の課題については、プッシュ型の情報提供を実施する。
- さらに、『生産性革命』と『人づくり革命』の推進、「安定した事業環境の整備」及び「災害からの復旧・復興、中小企業の災害対応力の強化」の3つの観点に係る政策の効果的な実施を図る。

### 3. 中小企業支援事業

#### 《国の事業》

##### ● 事業の実施体制

- (1)よろず支援拠点の能力向上
- (2)認定経営革新等支援機関の能力向上
- (3)中小企業支援機関の役割分担の明確化、連携強化

##### ● 中小企業支援法第3条第1項に定義する中小企業支援事業

- (1) 経営の診断、経営に関する助言 (中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業：50.2億円の内数、認定経営革新等支援機関、中小企業再生支援・事業引継ぎ支援事業：68.8億円の内数、中小企業取引対策事業：13.9億円の内数)
- (2) 技術に関する助言又は必要な試験研究 (ものづくり・商業・サービス経営力向上支援事業：1,000.0億円 (H29補正)、サービス等生産性向上IT導入支援事業：500.0億円、中小企業・小規模事業者人材対策事業(うちスマートものづくり応援隊事業)：18.5億円の内数)
- (3) 中手企業の経営方法又は技術に関する研修 (中小企業・小規模事業者人材対策事業 (うち中小サービス業中核人材の育成支援事業)：18.5億円の内数、学びと社会の連携促進事業：25.0億円の内数 (H29補正))
- (4) 中小企業支援担当者の養成、研修 (中小企業・小規模事業者人材対策事業 (うちスマートものづくり応援隊事業、小規模事業者支援人材育成事業、中小企業等支援人材育成事業)：18.5億円の内数 等)
- (5) 経営の診断又は経営若しくは技術に関する助言 (中小企業実態調査委託費：6.7億円の内数)

##### ● 平成30年度予算等に基づく中小企業支援事業

- (1) 「生産性革命」と「人づくり革命」の推進 (ものづくり・商業・サービス経営力向上支援事業：1,000.0億円 (H29補正)、中小企業再生支援・事業引継ぎ支援事業：68.8億円、中小企業・小規模事業者人材対策事業 (うち地域中小企業人材確保支援事業)：18.5億円の内数、小規模事業者対策推進事業：49.4億円 等)
- (2) 安定した事業環境の整備、活力ある担い手の拡大 (中小企業取引対策事業：13.9億円、中小企業信用補完制度関連補助・出資事業：61.0億円 等)
- (3) 災害からの復旧・復興、中小企業の災害対応力の強化 (中小企業組合等共同施設等災害復旧事業 (東日本大震災) 210.0億円、中小企業組合等共同施設等災害復旧事業 (熊本地震) 46.9億円 等)

#### 《都道府県等の事業》

##### ● 各支援機関との連携を通じ、中小企業の課題解決支援及び各種施策の周知に努める。

- (1) 経営の診断又は経営に関する助言を行う (都道府県等中小企業支援センター事業)
- (2) 技術に関する助言又は必要な試験研究 (公設試験研究機関による技術支援)
- (3) 中小企業の経営方法又は技術に関する研修 (中小企業の人材育成支援)
- (4) 中小企業支援担当者の養成、研修 (中小企業支援機関の人材確保支援)
- (5) 経営の診断又は経営若しくは技術に関する助言 (経営革新支援事業、事業承継支援事業 等)

#### 《独立行政法人中小企業基盤整備機構の事業》

##### ● 広域的な中小企業支援の実施体制を整備する。

- (1) 経営の診断又は経営に関する助言 (高度化事業、創業・新事業創出等支援事業等 等)
- (2) 技術に関する助言又は必要な試験研究 (インキュベーション事業)
- (3) 中小企業の経営方法又は技術に関する研修 (養成研修事業)
- (4) 中小企業支援担当者の養成、研修 (認定経営革新等支援機関研修事業 等)
- (5) 経営の診断又は経営若しくは技術に関する助言 (地域中小企業普及啓発事業、地域支援機関連携強化事業 等)